

山 青 森 県 報

第二千三十六号

平成十四年六月十九日(水曜日)

平成十四年六月十九日

青森県知事 木 村 守 男

目 次

告 示

- 結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) …… 二
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) …… 三
- 出先機関……………(農業大学校) …… 三
- 青森県農業大学校専攻科の学生募集……………(同) …… 四
- 青森県農業大学校普通科の学生募集……………(同) …… 四

告 示

青森県告示第三百八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東メデイカル調剤薬局	八戸市湊高台六丁目六の二一	平成一三・六・一五
たかはし内科循環器科クリニック	黒石市ぐみの木一丁目六七の一	一三・六・一七
スマイル薬局黒石店	黒石市ぐみの木一丁目六七の五	一三・七・一六
社会福祉法人同仁会やすらぎ訪問看護ステーション	三沢市中央町三丁目一一の九	一三・七・一五
どんぐり薬局なみおか	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字平野二二七の二	一三・七・一三
青い海公園クリニック	青森市安方一丁目一〇三の二	一三・八・一
五所川原調剤薬局西北中央店	五所川原市布屋町九の四	"
津軽今別医院	東津軽郡今別町大字浜名字中宇田一の一	一三・八・一六
盛ハート・クリニック	青森市奥野一丁目五の八	一三・八・一六
清水クリニック	五所川原市字鎌谷町一〇三の一	一三・九・二
ほおずき薬局	上北郡下田町字鶉久保一の八	一三・九・一七
きどクリニック	八戸市白銀三丁目六の一	"
医療法人成心会なりた内科クリニック	弘前市大字安原二丁目一の一三	一三・一〇・二

ひぐちクリニツク	三沢市桜町三丁目一〇の一四	一三・一〇・一
あらい整形外科 リハビリテーシ ョンクリニツク	八戸市柏崎五丁目五の一七	"
下田東クリニツク	上北郡下田町字鶉久保一の六	"
とやへ町薬局	八戸市鳥谷部町一の四	一三・二・一
はしもと小児科	八戸市大字新井田字春木場六の五	一三・二・五
りんどう薬局	八戸市吹上三丁目五の二	一三・二・一五
ハート薬局新井 田店	八戸市大字新井田字春木場六の七	一三・二・一九
有限会社ファミ リー薬局	八戸市大字大久保字大山三五の三	一三・二・三
ゆりのき薬局	青森市新町二丁目六の一九 二階	一三・三・三
ふれあい薬局	青森市橋本三丁目一三の五の一〇四号	一三・三・三
ワタキュー薬局 三戸店	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一六の五	一四・一・一
フォレスト薬局 浪岡店	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一九一の一九	"
大開調剤薬局	弘前市大字大開一丁目四の一	一四・一・一六
いずみ薬局相馬	中津軽郡相馬村大字五所字野沢三九の一〇	"
むらかみ脳神経 クリニツク	八戸市大字売市字狐窪一七の八	一四・二・一
グリーン薬局	むつ市松原町四の九一	一四・二・六
アワサ歯科医院	弘前市大字品川町一三	一四・一・二
中村内科医院	五所川原市字錦町一の一三四	一四・二・三〇
はちのへ99ク リニツク	八戸市南類家五丁目一の八	一四・四・一
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一の一の六	"
むつりハピリテ ィション病院	むつ市桜木町一三の一	一四・三・一
すとう小児科ク リニツク	青森市三好一丁目八の二	一四・四・五
小堀眼科	青森市中佃二丁目七の三四	一四・四・九
つくし薬局	八戸市南類家五丁目一の一〇	一四・四・一
あい薬局土手町 店	弘前市大字土手町一七八の五	一四・四・八
田村眼科	黒石市一番町四三の一	"
松橋眼科クリニ ツク	八戸市大字売市字狐窪六の一	一四・五・一

ハッピードラッ グ類家店	八戸市南類家三丁目一の一四	"
ジャスコ柏店薬 局	西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四の一	"
八戸西健診プラ ザ	八戸市大字長苗代字中坪七四の一	一四・六・一
代官町調剤薬局 スーパードラッ グアサヒ調剤薬 局	弘前市大字代官町一〇六 弘前市大字土手町一八八の一	一四・四・七 一四・五・一五

青森県告示第百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年六月十九日

青森県知事 木村 守 男

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		指定年月日
			名称	所在地	
有限会社スマ ユミックス	五所川原市八重 菊九一の一	訪問看護	五所川原中央 訪問看護ステ ィション	五所川原市八 重菊九一の一	平成 一四・六・七

青森県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年六月十九日

青森県知事 木村 守 男

指定居宅介護支援事業者	名 称	社団法人十和田労働福祉会館	主たる事務所の所在地	十和田市西二丁目二番町二の二一	居宅介護支援事業所	名 称	業所わかば	所在地	十和田市西二丁目二番町二の二一	年月日	平成十四年六月十七日
-------------	-----	---------------	------------	-----------------	-----------	-----	-------	-----	-----------------	-----	------------

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年六月十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社川村土木
- 二 代表者の氏名 川村 義広
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字古館下川原二三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一一）第五六〇五号
- 五 取消年月日 平成十四年六月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十四年六月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県農業大学校告示第一号

平成十五年度青森県農業大学校専攻科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）第八条第三項の規定により公示する。

平成十四年六月十九日

青森県農業大学校長 金 子 忠 昭

- 一 修業期間 二か年
- 二 募集人員 若干名
- 三 受験資格
 - 1 青森県農業大学校普通科若しくは学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成十五年三月三十一日までに卒業見込みの者
 - 2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者
- 四 試験の実施
 - 1 試験期日 平成十四年十二月五日（木）
 - 2 試験場所 黒石市境松一丁目の一 青森県農業大学校
 - 3 試験科目
 - (一) 筆記試験（農業一般・英語・小論文）
 - (二) 面接試験
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 入校願書（本校所定のもの、写真貼付）
 - (二) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (三) 最終出身学校の成績証明書
 - (四) 医師が作成した健康診断書（出願前三か月以内のもの）
 - (五) 受験票（本校所定のもの、写真貼付）
 - 2 受付期間 平成十四年十一月五日（火）から同月十五日（金）まで

3 提出先

黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

六 合格者の発表

平成十四年十二月十三日(金)

七 その他

1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭により開示を請求することができる。(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)

(一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。

(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。

(三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。

2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課(電話〇一七二五二 四三二五)に問い合わせること。

青森県農業大学校告示第二号

平成十五年度青森県農業大学校普通科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則(昭和三十九年九月青森県規則第八十三号)第八条第三項の規定により公示する。

平成十四年六月十九日

青森県農業大学校長 金子 忠 昭

一 修業期間

二 募集中

二 募集人員

約三十五名(うち推薦を受けて入校する者(以下「推薦入校者」という。)(十一名以内)

三 受験資格

1 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者又はこれらの課程を

平成十五年三月三十一日までに卒業見込みの者

2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者

3 推薦入校者については、一校一名とし、成績評定三・五以上の者

四 試験の実施

1 推薦入校者の選考

(一) 試験期日 平成十四年十一月二十五日(月)

(二) 試験場所 黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

(三) 試験科目

(1) 小論文試験

(2) 面接試験

2 一般入校者の試験

(一) 試験期日 平成十五年二月六日(木)及び七日(金)の二日間

(二) 試験場所 黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校

八戸市一番町二丁目九の二一 八戸地域地場産業振興センター

(三) 試験科目 (ユートリー)

(1) 筆記試験(四科目)

ア 必須科目 国語、数学、英語

イ 選択科目 生物 B、化学 B、農業一般の三科目のうちいずれか一

目

(2) 面接試験

五 受験手続

1 提出書類

(一) 入校願書(本校所定のもの、写真貼付)

(二) 次の(1)又は(2)に掲げる書類

(1) 平成十三年度に高等学校又は中等教育学校を卒業した者並びに平成十四年

度に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者にあつては調査書(文部科

学省で定める大学入学者選抜実施要項で示される様式と同様のもの。以下

「調査書」という。)

(2) (1)の者以外の者にあつては、次に掲げる書類

ア 調査書若しくは最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び最終

学校の成績証明書

イ 医師が作成した健康診断書(出願前三か月以内のもの)

(三) 受験票(本校所定のもの、写真貼付)

(四) 一般入校者の場合は、(一)~(三)に加え選択科目申告書(本校所定のもの)

- (五) 推薦入校者の場合は、(一)～(三)に加え高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書(本校所定のもの)
- 2 受付期間
 - (一) 推薦入校者の選考
平成十四年十月二十八日(月) から同年十一月八日(金) まで
 - (二) 一般入校者の試験
平成十五年一月八日(水) から同月二十二日(水) まで
- 3 提出先
黒石市境松二丁目の一 青森県農業大学校
- 六 合格者の発表
 - 1 推薦入校者 平成十四年十二月二日(月)
 - 2 一般入校者 平成十五年二月十四日(金)
- 七 その他
 - 1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭により開示を請求することができる。(本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。)
 - (一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。
 - (二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。
 - (三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。
 - 2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課(電話〇一七二五二 四三二五)に問い合わせること。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭